

徳島県教育委員会告示第二号

平成十七年徳島県教育委員会告示第十五号（口頭により開示請求を行うことができる保有個人情報をも定める件）の一部を次のように改正し、令和二年四月一日から施行し、同日以後に実施する試験等に係る保有個人情報について適用する。

令和二年三月三十一日

徳島県教育委員会教育長 美 馬 持 仁

表徳島県職員（脊椎動物）選考採用試験の項及び徳島県職員（日本近代美術）選考採用試験の項を削る。